

農地の集積・集約化に取り組む地域等に対する支援について

令和7年 5月現在 福岡県

※ 交付対象となる地域：地域計画が策定されている区域

A 農地集積に取り組む地域（国庫：地域集積協力金）

※ 交付対象となる農地（対象期間：令和7年3月1日～令和8年2月末日）

①対象期間内に新たに機構に対して6年以上の貸付けを行った農地^{注1}。

②対象期間内に機構を通じて農作業委託（基幹3作業以上を10年以上）を行った農地

注1)貸借期間の始期が対象期間内であること

農地中間管理機構（以下、機構）を活用して担い手への農地集積に取り組む地域を支援。



1. 交付要件

（1）以下の①、②のいずれか一方を満たすこと

① 新たに担い手に集積される農地面積が、交付対象面積の10%以上であること

② 地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する1ha以上（中山間地域及び樹園地：0.5ha以上）の団地面積の割合が事業実施年度中に10%以上増加すること

（2）機構への貸付総面積に占める1ha以上（中山間地域及び樹園地：0.5ha以上）の団地面積が10%以上であること

2. 交付単価（機構の活用率に応じて設定）

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	80%超	60%超 80%以下	2.8万円/10a
区分2	—	80%超	3.4万円/10a

※注意点

・「農作業委託」の交付単価機構を通じて農作業委託した農地については、交付単価は1/2となります。

・再度交付申請する地域
前回交付を受けた交付単価区分より高い区分で取り組む場合のみ申請可能です。

$$\text{機構の活用率} = \frac{\text{貸付総面積} + \text{農作業委託総面積}}{\text{地域内の農地面積}}$$

※貸付総面積：

事業実施年度の2月末時点で機構に貸し付けられている農地の総面積（再貸付等面積を含む）

※農作業委託総面積：

事業実施年度の2月末時点で機構を通じて農作業委託した農地の総面積（委託解消分を除く）

$$\text{交付対象面積（貸付）} = \text{対象期間内の貸付面積} - \text{再貸付等面積} - \text{貸付期間6年未満の農地面積}$$

$$\text{交付対象面積（委託）} = \text{対象期間内の農作業委託の農地面積}$$

※遊休農地については、原則交付対象面積から除外します。（一部例外あり）

B 農地の集約化に取り組む地域（国庫：集約化奨励金）

機構を活用して耕作者同士の耕作地の交換又は農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域を支援

1. 一般タイプ

（１）交付要件（①、②のいずれか）

- ①地域の農地面積に占める同一の耕作者が耕作する 1ha 以上（中山間地域及び樹園地は 0.5ha 以上）の団地面積の割合が目標年度までに 10%以上増加すること
（20%以上増加する場合、交付単価が増加）
- ②既に同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積の割合が 30%以上の地域では、耕作者の 1 団地あたりの平均農地面積が目標年度までに 1.5 倍以上になること

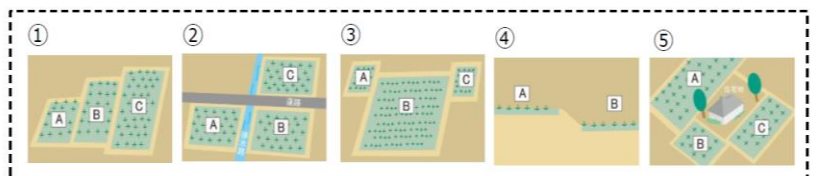
※目標年度（事業実施年度の翌々年度）の翌年度までに交付要件が未達成の面積に応じて返還

●農地の集約化による効果に係るいずれかの成果目標を設定することが必要です。

- ①販売額又は所得額の 10%以上の増加
 - ②生産コストの 10%以上の削減
 - ③ほ場作業時間の 10%以上の削減
- 等

（２）交付単価

	地域の団地面積の割合	交付単価
区分 1	10%以上増加	1.0 万円 /10a
区分 2	20%以上増加	3.0 万円 /10a
	既に 30%以上の地域は 1 団地あたりの平均面積が 1.5 倍以上	



※「団地」とは、上記のいずれかに該当する一連の農作業の継続に支障が生じない 2 筆以上の隣接する農地を指します。

- ①畦畔で接続する 2 筆以上の農地
- ②農道又は水路等を挟んで接続する 2 筆以上の農地
- ③各々一隅で接続する 2 筆以上の農地
- ④段状に接続する 2 筆以上の農地
- ⑤耕作者の宅地に接続している 2 筆以上の農地

※「農作業受託」の交付単価
機構を通じて農作業受託した農地については、交付単価は 1/2 となります。

交付対象面積 = 対象期間内の転貸および農作業受託面積のうち 新たに団地化した面積
ただし、下記農地は交付対象面積から除く

- ・貸付期間 6 年未満の農地
- ・集約化奨励金または地域集積協力金（集約化タイプ）の交付を受けたことのある農地

※新たに団地化した面積：
同一の耕作者が耕作する 1ha 以上の団地面積について、前年度 3 月から目標年度 2 月末までに増加した面積

2. 受け皿準備タイプ

将来の担い手が定まっていない農地（「農業を担う者」が今後検討中）を団地化する取組が対象。

- ※ 本タイプにおいて、交付要件は「1. 一般タイプ」と同様ですが、
交付単価は一般タイプの 1/2 となります。
詳細については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【農地中間管理事業に関する協力金、交付金に関するお問い合わせ窓口】

- ・各市町村の農政担当課
- ・各農林事務所の農業振興課